

公益社団法人日本地震工学会研究統括委員会運営規程運用細則

2012年12月7日制定

第1条(総則)

この細則は、日本地震工学会における研究統括委員会運営規程の運用上の留意点を記したものである。

第2条(成果公表の促進と支援)

研究統括委員会は、研究委員会に対し、広く成果を公表することを促し、また支援する。成果の公表の方法を、研究委員会に周知し、有効に活用されるように支援する。

第3条(企画内容の確認と承認)

研究委員会が報告会・講習会・シンポジウムを開催したり、研究成果報告書の作成等を行う場合には、研究統括委員会はその企画内容と収支予算書を事前に確認し、必要に応じ修正を指示した後、承認する。研究委員会が終了した後の企画についても、同様の扱いとする。

第4条(情報発信の支援)

研究統括委員会は、研究委員会が委員の公募や成果報告などを学会のホームページやメールニュースなどを通じて行う際に、その内容を確認し、必要に応じて修正し、公募や成果報告等の情報発信を円滑に行えるように支援する。

第5条(収益の取り扱い)

各研究委員会が主催・共催した報告会・講習会・シンポジウム等において、収益が得られた場合には、次年度の当該研究委員会の活動予算配分時に、収益の2分の1を上限として配分することができる。

第6条(細則の改定)

この細則は研究統括委員会での審議を経て変更することができる。

附則

- 1) この細則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。